

平成27年

第2回臨時会

会議録

(第1号)

平成27年4月30日

平成27年第2回 江 差 町 議 会 臨 時 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成27年4月30日(木) 10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会 期 の 決 定  
〔 町 長 行政報告 〕  
日程第3 承認第1号 江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについて  
承認第2号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の  
承認を求めることについて  
日程第4 議案第1号 江差町税条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第2号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第3号 財産の取得について  
日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について  
日程第8 議案第5号 工事請負契約の締結について

◎ 出席議員(11名)

議	長	打 越 東 亜 夫
副	長	室 井 正 行
議	員	薄 木 晴 午
	〃	飯 田 隆 一
	〃	小 野 寺 真
	〃	小 笠 原 淳 夫
	〃	若 山 明 廣
	〃	大 門 和 子
	〃	萩 原 徹
	〃	小 林 栄 治
	〃	折 戸 幸 博

◎ 欠席議員(1名)

議	員	小 笠 原 満
---	---	---------

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副 町	長	田 畑 明
教 育	長	新 木 秀幸
総 務 課	長	木 村 晃
まちづくり推進課	長	出 崎 雄司
財 政 課	長	斉 藤 敏己
税 務 課	長	岸 田 礼治
町 民 福 祉 課	長	清 水 直樹
健 康 推 進 課	長	白 鳥 智子
産 業 振 興 課	長	大 杉 則明
追 分 観 光 課	長	大 坂 敏文
建 設 水 道 課	長	岸 田 雄治
ひ の き 荘 荘	長	澤 口 純一
出 納 室	長	岸 田 真由美
学 校 教 育 課	長	中 川 智
社 会 教 育 課	長	尾 山 徹
総 務 課 主 幹		竹 内 強

(議会事務局)

局	長	太 田 誠
書	記	秋 山 悦子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成27年第2回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小林議員、小笠原淳夫議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

「町 長」(行政報告)

おはようございます。寄付採納についてご報告申し上げます。

始めに平成27年3月18日、株式会社江光の代表清算人であり、板垣義一様より江差町字新地町3番1ほか3筆、計716.24平方メートルのご寄付がございました。ご寄付頂いた土地は旧江光ビルの底地であり、長年の検案でありました旧江光ビルの解体と中央商店街の活性化を大きく前進させるものであり、心より感謝申し上げます。

所有権移転登記は既に平成27年3月20日付けで終えておりますことから、今後は解体に向けての事務を取り進めていく事となる訳ですが、事業スキーム及び事業費の精査を行い、5月中に臨時会を開催させて頂き、補正予算を提案させて頂く事としておりますことを併せてご報告申し上げますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成27年3月27日江差町字中歌町199番地の5、江差ライオンズクラブ会長中村秀樹様より青少年健全育成事業の一環として、町内の新入児童へのへと55組のノート鉛筆の学用品のご寄贈がありました。学用品につきましては元気に初登校した入学式当日に子どもたちに配布をさせて頂きました。

以上のご寄付がありました事をご報告し、改めて深く感謝を申し上げ行政報告を終わります。

**(議長)**

以上で行政報告が終わりました。

**(議長)**

日程第3、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。「町 長」。

**「町 長」(提案理由)**

承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことから、同日をもって専決処分をしたものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますのでご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

**(議長)**

「税務課長」。

**「税務課長」(補足説明)**

おはようございます。それでは 江差町税条例等の一部改正についてご説明致します。議案の1頁から4頁、資料の1頁、一部改正の概要、同じく資料の2頁から5頁新旧対照表が関係する個所となっております。今回、軽自動車税に関する一部改正

を専決処分させて頂いておりますが、賦課期日が4月1日であるという事に加えて、納付書の発行を4月10日にするということから専決処分をさせて頂いたものです。それでは概要に基づき説明させて頂きます。大きく2点ございます。まず1点目は原付自転車等に係る税率引き上げの延期でございます。昨年度の税条例改正において税率の引き上げについてご承認頂いておりますが、今般税率の引き上げを一年間延ばし、28年度以降に該当させるというものが大きな1点目でございます。2つ目につきましてはグリーン化特例いわゆる軽課、税金を安くするという内容の導入です。内容につきましては今年4月1日から来年3月31日までに、新たに車両番号の指定を受ける軽自動車エネルギー効率等一定の基準を満たす場合、28年度の税率に限り、税率のおおむね25パーセントから75パーセントを軽減するという内容になってございます。主な内容は以上となっております。説明を終わらせて頂きます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

**(議長)**

承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定致しました。

**(議長)**

日程第4、承認第2号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。「町 長」。

「町 長」(提案説明)

承認第2号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分致しましたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。作業員詰所の外壁崩落について、被害の拡大防止と躯体の安全を確保するための補修に係る所要の経費について、3月17日をもって専決処分をしたものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは議案書の方は7頁予算構成表、資料の方は6頁をお開き願いたいと思います。総務費・財産管理費・作業員詰所外壁等改修でございます。役場庁舎裏側に作業員詰所がございますけれども、その作業員詰所の東側の外壁、外壁の方が腐食の為に幅およそ4メートル高さおよそ1メートル程にわたりまして崩落致しました。そのまま放置致しますと被害が拡大することから早急に修繕することとしたものでございます。修繕の内容でございますが、壁内部の間柱、すじかえ等も腐食が激しかった為、それらの取替と東側外壁、それから内部の壁一部の取替を行ったものでございます。補正額は78万9千円、全額一般財源でございまして、普通交付税を充当するものでございます。以上となりますので宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第2号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについて原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、承認第2号については原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第5、議案第1号 江差町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号 江差町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い江差町税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは江差町税条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案の17頁から39頁、資料の7頁から14頁の一部改正の概要、更には15頁から59頁の新旧対照表が関係分となります。一部改正の概要により説明させていただきます。7頁をお開きください。こちらは番号法の一部改正に伴い関係する条文に個人番号や法人番号等の文言を加える内容となっております。続きまして8頁、9頁です。こちらは納税環境の整

備としまして猶予制度の見直しを図るといった内容になっております。特に納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するという他、一定項目については条例で定めるといった内容となっております。主な内容としますと納税方法として分割納付または分割納入とする事。2つ目に担保を徴する基準としまして、猶予にかかる金額が、100万円を超えかつその期間が6カ月を超える場合とする事。3つ目に申請書等の訂正や再提出等の期限につきましては、申請者がこちらからの通知を受け取ったのち、20日間の中で必ず提出するという事。更にはこの猶予の許可に関して取り消しを行う自由としまして新たに町税の滞納を行った場合を加えたものとなっております。

続いて10頁、11頁です。こちらは町民税に関する内容となっております。1つは法人町民税についてです。均等割の税率適応区分について資本割の課税標準と統一化したという内容が一点目です。2つ目、個人町民税です。ひとつには住宅ローン控除の適用期限について、これまで平成29年とされていたものについて平成31年まで延長したということがひとつ、更にはふるさと納税の特例控除額といわれる基準を従来、町民税の1割、所得割の1割を基準限度としていたものを2割に引き上げたという内容が、こちら町民税に関する大きな変更点となっております。続いて、12頁、固定資産税についての内容です。ひとつはわがまち特例というものの創設です。管理協定を締結した津波避難施設、更には新築のサービス付き高齢者住宅等に係る税額の減額措置を図るといった内容が1点目です。2つ目大きな2つ目としますと平成27年度固定資産に関する評価替えを行ってございますが、これらに係る負担調整措置について平成29年度まで延長したということが大きな内容の2つ目となっております。

続いて13頁をお開きください。軽自動車税に関してです。こちらは、電気自動車等の一定の環境性能を有するものについて、グリーン化特例を設けるという内容になってございます。最後14頁です。町たばこ税ですがこちらにつきましては、紙巻きたばこ3級品の税率の特例を廃止するというに加え、平成28年から3か年値上げをしていくという内容が1つ、更には手持品課税を導入するという内容になってございます。説明は以上で終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

### 「小野寺議員」

ただいま説明ありました、あの資料の方の説明ありました最初の7頁、色々他の項目も多岐にわたっていますが1つに限って。7頁の番号法施行関係に関して何点かお聞きしたいと思います。それで私の質問は多分、税務課長というより総務課長になるのかなと思いますのでちょっとこっちの方見てしゃべります。あの今回、税条例で町として初めて指導といいますか動き始めます。この言葉は正確には長い言葉になっていますが、いわばマイナンバー制度です。それでこの間このマイナンバーに関しては、情報管理という観点でも個別には前総務課長とも何点か論議され、してきましたが、具体的に条例にもものせて動くということでは事実上今日が初めてであります。それでそういう意味で基本的な事についてお聞きしたいと思います。まず、最初にお聞きしたいんですが、もう残念ながらこれ国の法律決まったのがもう2年前ですね。我々私たち共産党は国では勿論これは断固反対ですが、今地方自治体ではせざるを得ない義務付けになっておりますので。国の問題はちょっとともかく、今自治体としてということでお聞きします。まず基本的にお聞きしますが、先程個別に税務の関係で出ましたけれども、問題はこのマイナンバー制度導入にする事において、そもそもどう江差町全体で計画と言いますか考え方を位置づけているのか、その上で江差町職員の体制これは税務だけでなく、特にまあ福祉介護これから国はかなりの拡大を考えていますから、ある意味ではもう町全体にかかってくるんですけれども、その体制上の問題。そうすると職員の研修の問題、それから兎にも角にも町民に対する広報、まあこれも国の方では色々出されています。いずれにしても基本的な考え方あわせてスケジュールもちょっとお聞きしたい、10月今年の10月に番号が全町民に知らせると、で来年の1月からはカードを配ると、ということでもうすぐ先に向かっていきますよね。で基本的な事をまずお聞きしたいと思います。

### (議長)

はい、「総務課長」。

### 「総務課長」

ただいまあの小野寺議員の方からマイナンバー制度の関連でのご質問であります。小野寺議員おっしゃった通り、28年の1月から本格主導と本格稼働という形の中で、10月からは個人番号の附番、そしてカードの交付につきましては28年1月からという状況になっております。で今あの町の方で今行っている事につきましてははですね、あのまずはシステム改修をしなければならないということで、総務省所管の税と住基につきましてははですねもう既に終えておりまして、今後残る総務省所管の分と厚生労働省所管の分の改修につきましてははですね、6月に補正をしていきたいなというふうに今思っ

いるところであります。それとあの加えてですね、条例の改正につきましては、今あの9月議会を予定してございます。それとマイナンバー制度の概要、それから手続き等を住民の皆様にはですね、周知をしていかなければならない事だという風に思っておりますし、小野寺議員が仰った通り職員の研修につきましてもですね、やっていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。今あの現在は国の状勢、情報でありますとか、近隣町の情報等をみながらですね町関係課とですね、連携を取りながら取り進めていきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

えっとまあわかりましたと言うか、あの関係課の人事異動という事もありましたので、ま正直やむを得ないのかなって気もしますが、ただ率直に言って遅れているのは認めざるを得ないと思うんです、体制的に。それでさっき言った10月には、あの番号を周知して来年の1月からはあの動き出すという意味では、あの条例もまあ、確かにぎりぎり9月議会って言うのもやむを得ないのしょうけれども、それから周知方法についてもこれから言うのもやむを得ない部分があるんですが、あの体制的にはですね、少し頑張っただけでこれ近づけは近づくほど結構ご存じですよ、もう近隣町村では町広報にも知らせて、それから勿論民間関係でもあの行政と関わる部分については、もうそれぞれ情報収集したり動いたりということ。要はマイナンバーって何なの、と。生活に身近に関わる事って何なのって町は何をするの、どうなってるの、情報がどうなってるのってこれから出てくると思うのです。そういう意味では、まあ5月の広報はもう当然間に合っていないと思いますのでなるべく早くあの大枠でもまずは知らせる、それからそもそもマイナンバーってなんで具体的にどうなってるのだということも含めて早く、早くというか適切に早くあの知らせる。それと体制上の問題、一番心配なのは、この間情報管理については、担当の部分ではそれぞれ動くのしょうけれども、でもこの情報ってのは今度は色んな意味で関わってくるのです。職員さんが、関わってきますので担当だけではもうすまない問題。すまない問題だし、それから直接係る部分については今度厳しく管理と言いますか誰がそこにアクセスしたの。誰がそういうふうに情報を動かした履歴をきちっと管理するとかっていう事も、これもあの国の方から色々ガイドライン示されていますよね。これももう今からやってかなかったら、さっき言ったシステムの関係もう走ります

ね。そうすると担当者も関わる部分が出てくる。もう今から担当者のレベルアップを進めなければならないのも出てきているという意味では、急ぐものほとにかく急ぐ、それからまあ1カ月ぐらい2カ月ぐらいついていうのもあるかもしれません。そこをちょっと課長あのがっちりですね、あの国の色々な通達も膨大ですし、ただ、近隣町の動きをつかめば分かる部分もあります。私は近隣町と情報交換もしながら急ぐ所は急ぐと、江差遅れています。はっきり言って、のでその点改めてちょっともしコメントあれば頂きたいなと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

えっとあの職員の研修等につきましてはですね、今後につきましてもあの職員計画の研修計画の中にも含めましてですね、考えていきたいなという風に思っております。それと一番大事なのは、あの町民の方々に皆様にご迷惑かけないと言うことで、我々職員全課連携しながらですね、決して町民の皆様にご迷惑をかけるようなあの体制を作っていきたいなという風に思っておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

(「なし」の声)

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙

手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。「町長」。

「町長」(提案理由)

議案第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

はい、それでは説明させていただきます。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

はい、それでは説明させていただきます。江差町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。議案の41頁から43頁。資料60頁から62頁の一部改正の概要。同じく63頁から68頁の新旧対照表が関係分となっております。では一部改正の概要により説明をさせていただきます。60頁です。でまず今回は限度額の引き上げを行うことが第1点です。課税限度額につきましては、平成22年度以来の見直しとなります。この間国の基準におきましては、平成23年、26年更には本年各4万円の増上げと言うこと、増額と言うことで規定してございますが、これまで江差町につきましては、増額を見送りしてきているということがまず1点。2つ目に平成27年度の国民健康保険特別会計の予算編成において、一般会計からの法定外繰入、更には基金の取り崩しを行

って予算編成を行ってるということから、今回平成22年度以来の引き上げ金額にしますと12万円の引き上げをさせて頂きたいと言う内容がまず1点でございます。2つ目61頁です。低所得者に対する保険料の軽減対象の拡大ということです。軽減対象につきましては、これまでも国の基準に合わせて見直しを行ってきておりますので昨年度に引き続き改正ということになります。今回は国保税を構成する世帯割、更には被保険者数に応じて課税を行う均等割、これらの内容について2割と5割の対象者の拡大を図るという内容になってございます。今回この影響額ですね、軽減対象の影響額を推計したところ昨年度の課税状況をベースにはしてございますが、世帯数で345世帯、人数で626人が軽減対象となり、税額では約60万円ということになります。すいません。先程ひとつ限度額で説明をひとつ忘れました。申し訳ございません。限度額に関する今回の影響額については、21世帯、金額にすると120万という推計をしてございます。説明は以上で終わらせて頂きます。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

課長今の説明であの基本的にはあの了解致しました。ただ3月議会でも、色々やり取りさせて頂きましたし、現在の状況は、はっきり言って保険者数、被保険者数が少なく減少してきている部分、医療費も一定の部分はきっと増高の部分も影響としてはない訳じゃないでしょう。それから兎にも角にも結果的には基金が事実上底をついてきていると。で、もっと問題なのは今国の方で法案、あの衆議院から参議院でしょうか、あの国保税制度が都道府県営になってくると。で色々な事を考えて、ただし江差町として当面どうするのかということでは、確認したいんですが、今回はあくまでも限度額の部分で、税率そのものは変えないと、多分これは3月でも一定のやり取りをしましたので、そういう確認でいいとは思いますが。今の、現状で限度額があけたとしても今の影響の部分ですと本当に、まあ、何て言っているのか本当にわずかですよね。そうするとこの間のさっき言った被保険者数が少なくなっている医療費も大幅に下がって、まあまあ微増って言うのでしょうか、そうすると今の国保税の全体の考え方っていうのは、

事務方としてはどのように今押さえていらっしゃるのかですね、今年来年というふうに展望した場合は現状のままで済むのかどうかという大変シビアな論議だってきっとあると思うんですね。担当段階でも構いませんのでご所見をお聞きしたいと思います。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」

はい。現時点における税率改正につきましては議員のお話のとおり、見送りをするという内容には変わりございませんが、状況からしますとおそらく税率にもいずれは手を付けていかなければならないのかなと考えてございます。ただし、今、国の方でも所得の状況、所得の水準、更には医療費の水準に応じて今後は北海道の方から税率を指定してくると、標準的な税率を指定してくるという内容の情報が入ってきておりますので、それらを踏まえながら江差町として、現在の国保税の税額が江差町の基準に見合っているのかどうかと、医療費の水準に合っているのかどうかという事に関しては、検討していくべき内容だと考えてございます。以上です。

(議長)

はい、いいですか

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第3号、財産取得についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。「町 長」。

**「町 長」(提案理由)**

議案第3号、財産の取得についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき予定価格が700万円以上の財産譲渡を受ける為、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては取得する財産、戸籍電算システム一式。取得価格63,725,562円。取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、田岡克介でございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

**(議長)**

「町民福祉課長」。

**「町民福祉課長」(補足説明)**

それでは財産の取得についての議案の要旨についてご説明申し上げます。本町は今まで戸籍電算システムを導入していない為、紙戸籍で管理をしていましたが、戸籍専用のタイプライターやインクリボン等の消耗品が製造中止となり戸籍事務を取り巻く環境が激変しております。また、平成6年には戸籍事務を推進する法律が施行され、近年戸籍事務の電算化が進み、北海道においては2市を残すのみとなりました。平成25年から紙戸籍で管理している江差町・奥尻町・知内町・松前町の4町で戸籍システム共同利用の勉強会や協議会を開催し、平成26年10月には戸籍システム更新予定の七飯町・鹿部町の2町を加えた6町で共同利用する事になり、所定の事務を完了した所でございます。本件で取得します戸籍電算システムは、江差町への譲渡を前提に平成27年4月21日に北海道市町村備荒資金組合と、株式会社エイチアイディにおいて6,372万5千円の売買契約に関する仮契約の締結がなされております。この財産につきましては北海道市町村備荒資金組合から江差町へ譲渡を受けるため、財産取得の議決を求めるものでございます。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年0.1パーセントの利息を付して、平成27年度から平成31年度までの5カ年で支払いするものでございます。また、本年3月の第1回定例町議会におきまして、債務負担行為の議決を頂いているところでございます。以上で議案第3号の財産取得についての説明とさせていただきます。ご審議頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、財産取得について原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第4号、工事請負契約についてを議題と致します。

決議するときでないからいいんだ。

はい。「町長」。

「町長」(提案理由)

議案第4号 工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては、契約の目的、旧江差中学校解体工事(A工区)。工事場所、檜山郡江差町字陣屋町無番地。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、6,372万円。契約の相手方、檜山郡江差町字桧岱215番地、亀田工業株式会社代表取締役、亀田宏でございます。以上、ご審議の上議決頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。  
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。  
議案第4号 工事請負契約について原案に賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第5号、工事請負契約についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。「町長」。

「町長」(提案理由)

議案第5号、工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては、契約の目的、旧江差中学校解体工事(B工区)。工事場所、檜山郡江差町字陣屋町無番地。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、5,054万4千円。契約の相手方、檜山郡江差町字伏木戸町634番地、株式会社田畑建設、代表取締役、田畑昌伸でございます。以上、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号 工事請負契約について原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号については原案のとおり決定致しました。

(議長)

以上で本臨時会に付議された案件は全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

平成27年第2回江差町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

閉会 10:38